様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 ２０２５年１月２２日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ふくしまみらいのうぎょうきょうどうくみあい  一般事業主の氏名又は名称 ふくしま未来農業協同組合  （ふりがな）かずまた　せいいち  （法人の場合）代表者の氏名 数又　清市  住所　〒960-0185  福島県福島市北矢野目字原田東1-1  法人番号　1380005000502  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 第9回通常総代会資料 | | 公表日 | ２０２４年５月３１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ＪＡふくしま未来公式ＨＰ  第９回通常総代会資料  https://www.ja-f-mirai.or.jp/pdf/soudaikai.pdf | | 記載内容抜粋 | 92P 経営管理方針　1.事業方針  不断の自己改革の着実な実践を通じ業務執行体制の最適化を図り、ＪＡ経営基盤の確立・強化を目的に、ＪＡ版早期警戒制度へ対応し経営収支改善シミュレーションを踏まえ持続可能な 収益性と将来にわたる健全性を確保する態勢整備と総合事業の継続展開により組合員満足度の 向上に努めます。また、収支シミュレーションや業務棚卸による労働分析並びに諸リスク分析に基づき、各事業の経営上及び業務上の課題等を洗い出し、効率的運営や生産性向上に取り組み、経営管理の 高度化を図ります。併せて、情報資産の効果的な利活用促進、情報セキュリティ向上と農業DX（デジタルトラン スフォーメーション）加速を目指したICT（情報通信技術）やAI技術活用検討とRPA利用拡大に より農業・農協の新しいプロセスの創造に挑戦し、不断の自己改革を進めてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 令和６年５月取締役会に準ずる機関である総代会にて決議 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①第３期みらいろプラン  ②ディスクロージャー誌2023  ③ディスクロージャー誌2024 | | 公表日 | ①２０２２年５月３１日  ②２０２３年６月３０日  ③２０２４年６月３０日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ＪＡふくしま未来公式ＨＰ  ①第３期みらいろプラン  <https://www.ja-f-mirai.or.jp/magazine4/>  4P,23P,25P,26P,27P,28P  ②ディスクロージャー誌2023  <https://www.ja-f-mirai.or.jp/about/pdf/f-mirai_disclosure2023.pdf>  ③ディスクロージャー誌2024  <https://www.ja-f-mirai.or.jp/about/pdf/f-mirai_disclosure2024.pdf> | | 記載内容抜粋 | 第３期みらいろプラン 冒頭"第３期みらいろプランの策定にあたって"  少子高齢化・人口減少、さらにはネット社会・デジタル化の進展など複雑かつ急速に環境変化している中にあって、営農活動を支え活力ある地域づくりに貢献し続けるためには、次代を見据えた事業改革と拠点再編を主軸とした「持続可能な経営基盤の確立・強化が急務です。  第３期みらいろプラン4P「地域農業振興戦略」  農業者の所得増大を目途とした営農情報の分析、営農情報を活用した作付け提案、スマート農業の推進・導入支援  第３期みらいろプラン23P「事業方針」1-2販売事業  圃場に設置したライブカメラによる産地情報を提供し、(中略)風評被害の払拭および高値販売に努め、販売高アップを目指す  第３期みらいろプラン25P「事業方針」1-5直売事業  ＰＯＳデータの活用により会員への不足農産物及び出荷時期の提案を行い、所得増大に努める  第３期みらいろプラン26P「事業方針」2-1購買事業　図表内2,(3),①  売れ筋ランクデータ等の作成・活用により品ぞろえの充実、ＣＳ向上を図る  第３期みらいろプラン27P「事業方針」3信用事業  (前略)ＪＡバンクアプリやネットバンクの普及拡大を図り、キャッシュレス時代の進行にも対応していきます。  第３期みらいろプラン28P「事業方針」4共済事業 ・図表内  １．新たな生活様式へ対応した推進活動の強化  (1)新たなニーズをとらえた保障・サービスの一体的展開  ②デジタル技術を活用した非対面手続きを拡充し、対面と非対面の融合による組合員・利用者との接点強化  (2)利便性向上・事務負荷軽減に向けた対応)  ①ペーパーレス・キャッシュレス契約割合の向上  ③Webマイページ・JA共済アプリの普及強化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①令和４年５月３１日取締役会に準ずる機関である総代会にて決議  ②令和５年６月取締役会に準ずる機関である理事会にて決議  ③令和６年６月取締役会に準ずる機関である理事会にて決議 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ディスクロージャー誌2023  99P ９.DX・デジタル化・効率化の取り組み | | 記載内容抜粋 | 将来の人口減少、働き方や生活様式の変化、さらなるデジタル化が加速する認識のもと、ＪＡふくしま未来では、２０２０年より企画部企画経理課にソリューション係を新設し、さらなるデジタル化・データ活用を推進し、ＤＸに向けて取り組んでおります。時代に対応できるＩＴ人財育成の為、各種講習会への参加を促進し、ＩＴリテラシーの強化やサービスデザイン等、意識とスキルの向上に努めてまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①ディスクロージャー誌2023  99P ９.DX・デジタル化・効率化の取り組み  ②第３期みらいろプラン  1・9p　「新たな拠点づくり」への挑戦  2・12p　営農経済系店舗の再編  ③ディスクロージャー誌2024  97P-98P ９.DX・デジタル化・効率化の取り組み＜＜その他の取り組み＞＞より抜粋 | | 記載内容抜粋 | ①(前略)役員・幹部職員を対象にタブレット130台を導入  ②-1　ＪＡバンクによる営業店システムの段階的導入を見据えた体制づくり  ②-2　（前略）高付加価値販売と生産拡大につながる農業関連施設の整備をすすめてきました。  　　　（抜粋）日本一の夏秋きゅうり産地継続・花卉振興一元化など  ③アンケート調査等を順次Web化し、データの収集および活用を迅速に行える仕組みを構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①第３期みらいろプラン  ②２０２４事業案内 | | 公表日 | ①令和４年５月３１日  ②令和６年６月３０日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①第３期みらいろプラン  <https://www.ja-f-mirai.or.jp/magazine4/>  ②2024事業案内  https://www.ja-f-mirai.or.jp/files/ourbusiness2024.pdf | | 記載内容抜粋 | ①4,5P　"地域農業振興戦略"　○みらいろテン！継続強化。  5P下部図表内、販売戦略強化・労働力調整・各種生産コスト削減…等をデータ活用により実現し、農業者所得10%アップ(みらいろテン！)の実現を目指す。  関連するKPIについては以下の通り。  16p～"みらいろプランの目標・指標(KPI)"および  "事業方針"  17P-4 1営農センター1億円販売高アップの取組み(販売高300億円)  17P-16土壌診断・施肥設計  17P-18スマート農業推進  17P-21販売高1千万円経営体  19P-23直売所売上高  19P-28オリジナル肥料の開発  19P-32価格調査(回数・品目等)  19P-33予約率  43P“所得アップの優良事例"  (補足)  優良事例の抽出・共有により管内全体としての目標達成に寄与  ②14P "DX・デジタル化・効率化の取り組み"より抜粋  (前略)RPAの利用拡大により新たに対象業務の処理時間を８割削減することができ、(後略) |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年6月30日 | | 発信方法 | ディスクロージャー誌2023  https://www.ja-f-mirai.or.jp/about/pdf/f-mirai\_disclosure2023.pdf | | 発信内容 | 1P ごあいさつ  (前略)企画部企画経理課にソリューション係(注：R6.5現在は"ＤＸ係")を設置し、デジタル化・データ活用を通した業務効率化はもとより、新たな価値の創造に向けたＤＸを加速させ、組合員ニーズに即したサービスの提供と出向く体制の構築を図ります |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　7月頃　～　2024年　8月頃 | | 実施内容 | "ＤＸ推進指標"による自己分析を行い、組織内で認識を共有した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年9月頃　～　2023年11月頃 | | 実施内容 | 情報セキュリティ管理規定に基づき、情報セキュリティ委員会を設置しております。  業務上使用する情報資産については、㈱JA福島電算センターにて管理しており、サイバー攻撃の件数などの報告を受けています。また、年に１度、ランサムウェア感染等を想定した訓練を行い、重大インシデントへの対策を確認しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。